

事務連絡  
令和4年3月28日

東北農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課  
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

今般の福島県沖を震源とする地震により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、協定書に用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の(1)のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡  
令和4年3月28日

関東農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課  
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

今般の福島県沖を震源とする地震により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、協定書に用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の(1)のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡  
令和4年3月28日

北陸農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課  
中山間地域・日本型直接支払室長

災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

今般の福島県沖を震源とする地震により、各地域の農林水産業に被害が発生しているところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 当該交付金は、洪水、地震等の自然災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、協定書に用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 2 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の(1)のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。